議案第3号

市有財産の売却について

土地を次のとおり売却する。

平成31年2月19日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

- 1 土地の位置、地目及び面積
- (1)位置新居浜市観音原町甲941番10
- (2) 地 目 宅地
- (3)面積 15,616.60平方メートル
- 2 売却方法 新居浜市工業用地の立地に関する規則(昭和48年規則第25号)に よる。
- 3 売却価格 4億5,131万9,740円
- 4 売 却 先 四国中央市三島朝日一丁目 6 番 3 号 有限会社 S P C 取締役 篠 原 勇 治

提案理由

市有財産を売却するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

